の下に「及び第五項」を、第五十九条の六」の下に「から第五十九条の八まで」を加える。 第三十六条、第三十七条」に改め、((第五十条第五項」の下に「及び第七項、第五十三条第一項(第 「、同条第六項及び第七項」を「及び第六項、同条第七項及び第八項」に改め、第四十九条第四項。 |十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。)」を加え、 第二百十三条の五第一項中「第三十五条から第三十七条まで」を「第三十五条第一項及び第二項

第二項」の下に「、第二百三十六条の二」を「第二百五十五条第三項」の下に「及び第四項」を加第二百十三条の七中「第四十九条第四項」の下に「及び第五項」を「第二百三十六条第一項及び

四十九条第四項」の下に「及び第五項」を、第五十九条の六」の下に「から第五十九条の八まで」 限る。)」を加え、「、同条第六項及び第七項」を「及び第六項、同条第七項及び第八項」に改め、「第 五十三条第一項(第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に 項及び第二項、 第二百十四条の四及び第二百十五条の四中「第三十五条から第三十七条まで」を「第三十五条第 第三十六条、第三十七条」に改め、「(第五十条第五項」の下に「及び第七項、第

(漁業法施行令の一部改正)

の下に「及び第七項」を〝第五十五条第五項」の下に「及び第六項」を加え〝第五十九条の六及び」 第九条及び第二十三条中「第三十四条の二」の下に「、第三十五条第三項」を、第五十条第五項. 漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)の一部を次のように改正する。

(農業委員会等に関する法律施行令の一部改正)

を「第五十九条の六から第五十九条の八まで並びに」に改める。

第五条 農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)の一部を次のように改正

に改め、第五十五条第五項」の下に「及び第六項」を、第五十九条の六」の下に「から第五十九条第六条中「第三十五条第二項」の下に「及び第三項」を加え、及び第六項」を「から第七項まで」 の八まで」を加える。

(市町村の合併の特例等に関する法律施行令の一部改正)

第六条(市町村の合併の特例等に関する法律施行令 (平成十七年政令第五十五号)の一部を次のよう に改正する。

び第六項」を「第四十九条第四項」の下に「及び第五項」を加える。 の下に「、第二百三十六条の二」を、「第二百五十五条第三項」の下に「及び第四項」を加える。 第二十二条中「第五十条 (第五項」の下に「及び第七項」を、第五十五条 (第五項」の下に「及 第十九条中「第四十九条第四項」の下に「及び第五項」を、第二百三十六条第一項及び第二項」

農林水産大臣 総務大臣 松岡 利勝 義偉

内閣総理大臣

安倍

晋三

都市の指定に関する政令の一部を改正する政令を 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定

御 名 御 ここに公布する。

平成十八年十月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

堺市」を「堺市

新潟市

浜松市」に改める。

政令第三百三十八号

七号) 第二百五十二条の十九第一項の規定に基づ内閣は、地方自治法 (昭和二十二年法律第六十 指定都市の指定に関する政令の一部を改正地方自治法第二百五十二条の十九第一項の

百五十四号)の一部を次のように改正する。 都市の指定に関する政令(昭和三十一年政令第二地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定 き、この政令を制定する。

> (施行期日) 則

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施

(地方税法施行令の一部改正)

第二条 地方税法施行令 (昭和二十五年政令第 松市」を削る。 百四十五号)の一部を次のように改正する。 第五十六条の十五中「、新潟市」及び「、 浜

第三条 地方自治法第二百五十二条の二十二第 項の中核市の指定に関する政令 (平成七年政令 中核市の指定に関する政令の一部改正) (地方自治法第二百五十二条の二十二第 一項の

第四百八号)の一部を次のように改正する。 阜市 浜松市」を「岐阜市」に改める。 (国土形成計画法施行令の一部改正) 「宇都宮市 新潟市」を「宇都宮市」 に 岐

松市」に改め、同表東北圏の項中「仙台市」を別表中部圏の項中「静岡市」を「静岡市」浜 「仙台市 第二百三十号)の一部を次のように改正する。 新潟市」に改める。

第四条 国土形成計画法施行令 (平成十八年政令

内閣総理大臣 国土交通大臣 総務大臣 安倍 冬柴 晋三 鐵三 義偉

る。 法律施行令の一部を改正する政令をここに公布す 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する

御 名 御

平成十八年十月二十七日 内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百三十九号

る。 項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定す に関する法律(昭和三十二年法律第百四号)第一 内閣は、国有提供施設等所在市町村助成交付金 する法律施行令の一部を改正する政令 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関

の一部を次のように改正する。 法律施行令 (昭和三十二年政令第三百二十一号) 附則第二項から第六項までを削る。 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する

> に、「附則第七項」を「附則第二項」に改め、同項 を附則第二項とする。 まで」を「平成十八年度から平成二十二年度まで」 附則第七項中「平成十三年度から平成十七年度

2 この政令は、公布の日から施行する。

までに」とする るのは「平成十八年十一月十五日までに」と、 り読み替えて適用される新令第六条第一項中 等所在市町村助成交付金に関する法律施行令 助成交付金については、改正後の国有提供施設 までに」とあるのは「平成十八年十一月三十日 新令第七条中「毎年度、当該年の十月三十一日 (以下「新令」という。)附則第二項の規定によ 平成十八年度分の国有提供施設等所在市町村 毎年度、当該年の八月三十一日までに」とあ

総務大臣

内閣総理大臣 財務大臣 安倍 尾身 幸次 晋三

める政令をここに公布する。 意匠法等の一部を改正する法律の施行期日を定

御 名 御 璽

平成十八年十月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百四十号

を定める政令 意匠法等の一部を改正する法律の施行期日

基づき、この政令を制定する。 十八年法律第五十五号) 附則第一 内閣は、意匠法等の一部を改正する法律(平成 条本文の規定に

平成十九年四月 意匠法等の一部を改正する法律の施行期日は、 日とする。

内閣総理大臣 経済産業大臣 安倍 甘利 晋三 明